

# 会 議 録

会議録	平成27年度 第10回 長洲町教育委員会会議	
招集年月日	平成27年11月26日(木) 午後3時	
招集場所	長洲町役場 3階第1委員会室	
出席者	松本教育長、大山教育長職務代理者、木下委員、田中委員、伊津野委員	
欠席者	なし	
職務説明責任者	松本学校教育課長、山隈生涯学習課長、松林学校教育課長補佐	
会議録作成者	松林学校教育課長補佐を指名	
日程番号	事件番号	事 件 内 容
第 1		議事日程について
第 2		会議録署名委員の指名について
第 3	議案第13号	町議会提出予定議案「平成27年度一般会計(教育関係)補正予算(案)」について【非公開】 (学校教育課)
第 4	協議第10号	小学校部活動の社会体育への移行について (生涯学習課)
第 5	報告第29号	長洲町公の施設指定管理者募集要項の概要(案)について (生涯学習課)
第 6	報告第30号	生徒指導について【非公開】 (学校教育課)

## 【会議録】

事務局：皆さまこんにちは、会議を始めます前に、ご連絡いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第1項に「教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」とございますので、この規定に基づき、教育委員会議の議事進行を教育長にお願いいたします。

教育長：はい、皆さま改めましてこんにちは、それでは、早速、平成27年度第10回教育委員会議を開催します。本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議が成立することを報告します。

あらかじめ、お諮りします会議の議題は事前に通知したとおりでよろしいでしょうか。

各委員：はい

教育長：日程番号第3、議案第13号の「町議会提出予定議案」については、現時点において予算内容等について公には出来ませんので、非公開といたします。また、日程番号第5の報告第30号「生徒指導について」も個人情報のため非公開とします。

よろしいでしょうか。

各委員：はい。

教育長：それでは日程番号第1、議事日程については本日1日間とします。よろしいでしょうか。

各委員：はい。

教育長：日程番号第2、会議録署名委員の氏名ですが、木下委員を指名します。

木下委員：はい。

教育長：それでは、日程番号第3、議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第3、議案第13号「町議会提出予定議案 平成27年度一般会計（教育関係補正予算（案）について）平成27年11月26日提出 長洲町教育長 松本 昇でございます。提案理由としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会会議の承認を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

（以下、別紙にて説明）

【非公開】

教育長：次に行きます。日程番号第4、協議第10号について事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長：日程番号第4、協議第10号「小学校部活動の社会体育への移行について」協議方をお願いします。平成27年11月26日 長洲町教育長 松本 昇でございます。

（以下、別紙にて説明）

教育長：まず質問を受けたいと思います。ありますか。

大山委員：先生方に集まってもらって話し合いがあっていますが、これはにこにこクラブと先生方でよろしいですか。

生涯学習課長：基本的にはにこにこクラブに先生方も仕事が終わってから指導者としてお手伝いしてもらおうという話です。業務終了後に。

大山委員：今ここで協議しようとしているけれどもそれをもって次の4回目に出されるということなんですか。

生涯学習課長：4回目はそういう風に考えています。ですから、3年でやるというやり方と2年でやるというやり方があるかなど。ただ、両方とも教育していただく先生方の協力なくしてはバスケット自体指導者がいないんですよ。先生隊の協力がないと社会体育でもできないという現実がありますので、まず先生方にお話しを差し上げて、部活動は終わるけど、今までやってきた経緯から、是非今度は長洲の総合型の中の指導者として、当然町内の指導者の発掘育成もお願いしているけど、まずは先生方が業務終了後社会人として協力体制がとれないとうちとしては移行ができませんと。

大山委員：ミニバスケットについては現在にこにこクラブにはいないということですね。

生涯学習課長：まず教室がない。

大山委員：教室自体がないんですね。体協は、体協にはあるんですね。

生涯学習課長：体協はあります。ただ体協自体も活動していないバスケットについては。

教育長：それで今日協議になっているのは、教育委員会として、これで行くぞとか、検討委員会に任せるとかそういったことを欲しいわけです。

木下委員：方向性としてはここに述べてあるような順序できちっとまとめられているような気がします。問題点にしても今までの活動にしても、将来的に目指す方向はどこまでクリアできるか指導者の先生方の問題について別の議論をしますがその問題と。ある意味ではスポーツ未来塾というのが具体的プログラムを見ますと小学校ではこの形なのかな、子どもたちが一年間を通して様々な種目を体験できるというところ、それから、多種多様な活動体験でバランスのとれた体力運動力を作る、そういうところをひとつ小学校の時から重視していかなんかなと思います。それを具体的にこれ以上どうなるかというのは、はっきりしませんので今のところ中間型として、最終的にはさっき出したような形、それから、小学校の先生方のバスケットについての協力がある、ないという問題がありますので、それもある程度できそうだと異動も含めて、それから他の先生方の協力も含めてできそうだというのがクリアできれば、バスケットを含めたところでこの案の通り進めて悪いことないと思います。

教育長：木下委員からはこういった方向性、こういった案でいいのではないかなという意見がありました。

木下委員：もう一ついいですか。確認しますがこれは小学校の運動部活動というか位置づけというか概要をきちっとさせておく必要がある。それで小学校の部活動といいますと学校教育の中身なんだよと、一部なんだよという位置づけが、中学校の部活動とか高校の部活動としては指導力とか文言がきちっと入っているので、小学校も第3総則として全教育活動としての体育活動をするというのがありましたよね。それと同じ考え方を位置づけとけば、さっき先生方の協力も同じように教育課程の教育活動の一環として位置づけますよそのためにサッカーやバスケットについても先生方の協力もお願いしますよということ是可以するんではないかな。

大山委員：だけどそれはあれですよ。教育活動の一環というのは全然ないでしょ。

生涯学習課長：小学校の部活動は教育指導要領には謳われておりません。中学校はあるけど。ましてや、国はいまから中学校も外していこうとしておりますので、それは教育活動の一環というのは厳しい。

木下委員：ということは今はボランティア的に先生方には協力を依頼しようと。

生涯学習課長：基本、子どもたちのスポーツ活動というのは授業時間で事足りていると。だから、それ以外の放課後とか週末の活動というのは任意で社会体育の中に行く人は行ってもいいし、行かなくてもいいと。そこを町が最低も必要なんだとそこのコメントづくりは非常に難しいものかなと。

木下委員：本来の小学校の社会体育への移行というのは、私がいま言ったのを完全に否定した形で社会体育に移行しますよというのが方針ですから小学校の教育課程とか小学校の先生が出ていくというのは本来じゃないということですよ。そうすれば、先生たちは指導とすれば出られないですよ。

生涯学習課長：普通の社会人として同じように協力してくれということですね。

木下委員：5時までは出られないということですね。

生涯学習課長：県は業務中はダメですよと、業務が終わってからですよ今のところ言っていないです。

木下委員：さっき言ったね、一般の方が勤務終わってから出てこられるまでの居場所づくりについてもその間の時間・・・

生涯学習課長：居場所づくりは今回の移行と別にしてですね、とりあえず今のサッカーとバスケットの受け皿がないことに移行できないんですよ。居場所づくりとかじゃなくて、居場所づくりは町全体としてとらえる問題じゃないかなと思います。

大山委員：スタート時は週2回は今の放課後を使うということでしょうが、完全に移行すると5時半からになるんでしょ全部。だから今の放課後というところは。

生涯学習課長：そこはまた別問題でしょ。そこをどう穴埋めするかというのは。スポーツだけではないと思います。

教育長：未来塾もあるし。

大山委員：だけど保護者からすればものすごく大きな要素になるんじゃないかなと思うんです。

生涯学習課長：それだったらですね。町全体で考えないと思うんです。要はスポーツだけで埋めていいのかと、いやスポーツだけじゃなくても学校が終わった後の居場所としてまっすぐ帰ってくるよりも学校において遊んで帰ってきなさいとそれが今までは部活動やったけんがという人もおんなはるなら、そこをなんで埋めましょうかというならスポーツだけでなくそれ以外のやつでも要は学校の居場所でそこにいればいいんでしょうというのであればそういう議論をして埋めていかないと、部活だけけんがということでスポーツだけで埋めるという話であれば私は埋まらないだろうと思います。それと別に本当にスポーツをしたい人はこういうところがあるから、ここに行ってスポーツをやってくださいと。それとは別に放課後まっすぐ帰ってくるじゃなくて居場所としているということであれば、それはそれで埋め方の検討をしていかないと、それを一気に全部してしまいますというのはなかなか、特に指導者の関係で4時半とか5時に来れる人はおりませんのでそれは難しいかなと。

田中委員：私もこの検討委員会の方に子ども会の方で入っているんですけど。毎回なんていうか、教育委員としてはどう考えるんだというような意見も出て、なかなか煮え切らないような感じを持っているんですよ。移行というから保護者も理解できない部分があって、いわゆる部活動廃止されるという形になって、受け皿はこれだけありますよという紹介になるって形ですよ。ていうのを一つ保護者には理解してもらわないといけない。空く放課後はこういう活動を町は考えていますっていうところに入ってくるんですよというところが今の理解です。

生涯学習課長：まあ大きくはそうです。

田中委員：で、それじゃ物足りないからとことで、皆さんこんな受け皿のいわゆる部活動を選んでくるんでしょうけども。

生涯学習課長：スポーツの受け皿というのはこれだけあります。ただ放課後というのはス

スポーツだけではないんですよ本来は、腹赤の音楽みたいに。文科系もあるんです。あるいは他のは全体的なところで考えていかないと放課後をどう過ごすかというのはスポーツだけではないですよ、そこをスポーツだけにとらえてしまうとなかなか抑えきれない。

田中委員：各家庭で選んでいくという形になるんですよ。全部が全部入ろうとするとめちやくちや忙しい子どもに、宿題する暇もない10時に寝られないとかそういう問題も出てくるんだけど、それは家庭で選べという形になってくることですよ。もう一つ、スポーツやりたいという子が、今度送迎が保護者が絶対しないといけない時間になるので。

大山委員：今はどうなんですか。部活している子は必ず迎えに行かなんてでしょ。

田中委員：はい迎えにはいかなんです。だから6時とかそれくらいに迎えに。

大山委員：迎えに来られる人しか部活できないんですよ今は。

田中委員：そうです。迎えに来られないから入らないという子もちらほらいます。

生涯学習課長：それと変わらないような気がします。かといって町が何かできるそれはできないと思います。それは長洲町に限らずどこでもそうです。熊本県下どこでもそうです。

伊津野委員：腹赤小学校では近くの高学年は自分で帰っています。必ずしも迎えに来られるとは限りません。

木下委員：冬も。

伊津野委員：冬も。冬は時間的に早く終わっていますので。入りたての3・4年生は迎えが多いですけど高学年は失礼しますと言って早く帰っています。

大山委員：放課後子ども教室は必ず迎えがいるんですよ。

生涯学習課長：はい。

大山委員：部活動はそういう規定はないんですか。

教育長：無いです。

田中委員：女子は多いですね。

伊津野委員：女子は多いです。

田中委員：部活総会で担当の先生からできればお迎えをとという話がありますけど。

生涯学習課長：総合型でやるなら必ず送迎といった問題が出てきます。じゃどうするのか、どうするも何も行ける人は行ってくださいという話だけです。

木下委員：それには抵抗があるな。

生涯学習課長：あると思います。今まで学校でできていたのが、他のところまでいかなんから。

田中委員：バスとか出ているところはないんですか。バレイヤとかは送迎はないんですか。

生涯学習課長：本当に子どもが何をしたいというのをしないと今まで学校で部活動があったけんしよったけど、それは本当にスポーツをやりたい子もいれば、帰るよりそればしとった方がいいと、いろんな考えで部活をしてる子がいるんですよ。その中で、部活が無くなるといった状態で本当にやりたい子は今でも行ってるし、物足りない子は町外にも行くしという話なんですよ。無くなったらそれを機会に違うことをやると。ただよく言われるのが送迎の問題と併せて部活には行かんからスポーツをしない子が増えるんじゃない

かというのはまた別のところで解決をしないとなかなかその解決はできない。それと一番はですね、最終は先生に協力を得ないと受け皿ができないんですよ。それをじゃ、誰が先生にお願いするかとなった時に総合型がお願いしますと言って先生方が二つ返事で言うてくれればいいですよ。先生方も忙しくてなかなかねと、ましてやよそこに異動してしまったらもう手伝えんけんがて、というところがあるから今出ているのが、それだったら地元出身で地元に住んでいる先生方をしっかり捕まえてけば異動しても来てもらえるかなと。特にバスケットについては民間の指導者がいないんですよ。いるようで。となると移行するからには先生たちの協力なくして移行できないんですよ。どがん議論しても。じゃ、この協力を誰が呼びかけるか、総合型からも言うし、校長先生からも言うてもらおうし、教育委員からも言うてもらって説得して、先生、引き続き長洲町で総合型ばするときには協力してと同意を取り付けないことにはこの話は進まないんですよ現実問題で、どがん作るていうても先生たちが協力するていわん限りは、その先生たちがよそに行っても協力するとかですね、そこまで取り付けないとしばらくすると無くなるという危険性がある。特にバスケは指導者がいないんですよ。

伊津野委員：現実問題として、指導者の先生たちは今村先生を除いてみんな遠いでしょ。

もしも異動されたら向こうの学校から来られるというのは大分薄いですよ。

生涯学習課長：今話をしているのが、六栄小の高木先生は退職です。じゃ、なおさら来年、六栄おらんやんねとなったときに、内部で話ししているのが、高木先生はバスケットに思いが強いので、特に男子のバスケットをしたいという思いがあるので、じゃ、長洲町でするから、週末だけでいいからお手伝いをと。要はですね、理想形じゃなくて、できるところから協力を仰いでいかなない限りはですね指導者というのはいないんですよ。部活というのは指導者がいないと解決しないんですよ。

大山委員：バスケットの指導者がいないのに何度バスケットを続けようとするのか。

生涯学習課長：子どもたちがしたいけんです。

大山委員：今はバスケットしかないから皆バスケットをしてるわけですよ。だからバスケットをしている子がバスケットをしたいと言っているわけですか。

生涯学習課長：その受け皿として作ると。その子達もこの機会に卓球やってもいいしバドミントンしてもいいし、これを機会に考え直してくれと、子ども達のスポーツというのはバスケットしかないわけじゃない。町内にもいろいろあるんだからと。本当にやりたいんだったらいろいろやらせてくれと。

大山委員：さっき田中さんも言ったように、小学校から部活をなくしますというんだったら、ぱっとあとは種目はこういうものがありますというふうなことでもいいわけですよ。

生涯学習課長：それで行くという町もあります。うちは部活動が無くなるんだったらスパッと、あとは社会体育しかないからそこに行ってくれて、それ以外に町でなんもせんていうところもあります。長洲町もそれでいいというんだったらそれでいいんですが。ただ、それとは別に総合型ではこれを機会に是非

バスケットの教室を設けて、総合型のクラブ会員を増やしていきたいという思いがあるので、総合型としても手を挙げておられると。

教育長：丁寧にね。今あるサッカーとバスケットについては準備を丁寧にしときましよう  
と。

生涯学習課長：だからよそでもあるんですよ。もう社会体育に行くだけんあとは何もせんと。あとは卓球とかバレーとか頑張っしてねと。あとは行政は知らんよと。いうところもあります。

大山委員：にこにこクラブでも今やってる種目があるんでしょ。だからそういう種目がありますよでもいいわけでしょ。

生涯学習課長：いいです。ただ、保護者からすると長洲はほんとにそれでいいんですかと。でもバスケットは今無いと、どうすればいいかと。それに対してどういう風な説明ができるかですよ教育委員会として。

伊津野委員：28年度から従来型と書いてあったさっきの第1案でですね書いてあったんですけど。28年はすぐですよ。保護者に説明せんことにはどうしようもないですよ。

生涯学習課長：その前に、受け皿がいつ、何時からいくらでというのが決まってないと説明ができないですよ。

伊津野委員：その説明を4月から始めるとなると急いでせんとできんわけでしょ。

生涯学習課長：ましてや、先生たちの協力を得ないと説明できないです。

伊津野委員：できるかどうか分からないということですよ。

大山委員：急ぐ理由は何ですか。28年度からどうのこうのというのは。

生涯学習課長：出ないのなら出来ないだけのことですよ。

教育長：30年度にはもうスタートする。

生涯学習課長：長洲町はいつをもって方針とするかと反対に先生方に聞かれたんですよ。長洲町は方針は出たんですかと、いやそれは出てないですと。それはなぜかというところそういう風な協力体制ができないと教育委員会としてもはっきり言って判断のしようがないですと。保護者説明するにしても誰がどこで何時からどうやって教えるかという風な協力体制を決めんことには教育委員会もそこができて初めて、よし、それだったら28年からやろう29年からやろうという決断ができるけれども、そこがないところで教育委員会は29年度からするから後は知らんという決断はできないですよと。先ほど言われたように社会体育だから知らんといわれるなら別ですよ。方針だけは出す。あとはそれぞれの卓球とかバドミントンなどの種目団体ががんばってね。町からすると部活動をなくすんだからというのも他の町ではあります。

教育長：教育委員会としては今課長が説明された方向性・内容で動いていく。

大山委員：私は28年度というのは早すぎると思います。

教育長：何年度からするというのは別にしてです。

木下委員：スケジュールは別にして内容的なものをね。

教育長：内容的にはこれで。

大山委員：これというのが分かんんです。

生涯学習課長：先ほどの平成 28 年度から要はバスケットをどうするかなんです。

大山委員：ミニバスケットだけですか。

生涯学習課長：サッカーについてはありますので総合型に。

木下委員：まとめるなら、総合型を中心に進めるということ。そしてその中にバスケット。

生涯学習課長：今やっている部活動は男子はサッカー、女子はミニバスケットなんですよ。

これが無くなると、無くなるならどうするかという時に、ひとつはこういうのがあるんだから、ここに行くというやり方もありますよと、引き続きサッカーをやりたいという子は、ここでやってもらえばいいですよと。それと別にバスケットについては荒尾クラブ 1 個しかないので、これについては総合型が教室を作って受け皿としたいと、ここができれば、サッカーもバスケットもここに入ってもらえば、種目的には解決しますよね。それとは別に午後 4 時半から 7 時までの居場所のやつは残ります。これはスポーツも含めて広い意味で子どもの居場所は考えていかないといけないですよ。

大山委員：将来的には午後 7 時半というふうになるんですか。あ、5 時半か。

生涯学習課長：いやそこは 5 時半かどうかわかりません。先生たちがどう協力してもらえるかわからないからですね。

教育長：色々な団体の種目が上がってくるかもしれない。

生涯学習課長：もっと早く、7 時半だったのが 6 時半、6 時が 5 時半とかですね。本来そういうふうに頑張ってもらった方がいいですよ。そこがないことには子どもたちのスポーツ活動というものは成り立たないですよ。指導者もあるけども。今卓球をやられているけども 7 時半とか 7 時じゃなくて、6 時・5 時半ともっと前倒しができるならば、他の種目もそうですけどももっと早くしてくださいという取り組みをしていかないとなかなかこの間を埋めきれない。そしてそれをして、子ども達を取り込んでいって、もういつペンスポーツをする層を増やしていってそれぞれの種目団体が会員を増やしていく、それを中学校に引き継いでいって社会人になってもういつペン帰ってくる。ま、理想形ですけどね。

大山委員：今ミニバスケットだけ先生方に協力をもらって移行の形を考えられたけれどもサッカーについては 5 時半から 7 時までというだけですか。

生涯学習課長：サッカーについては先ほども言いましたように指導者が少ないんですよ民間の方の、だから当然先生方も協力してもらわないと、ごそっと小学校のサッカーの部活動の子ども達が総合型に来て、子どもはいるけども指導者いないという状況なので、サッカーについても先生方に協力してくださいねと要請をしないといけない。

大山委員：まだしてないんですね。

生涯学習課長：それも総合型からの言わないといけないし、校長先生からも言ってもらえないといけないし、教育委員会からもそういった話をして、いろんなところから先生たちに協力を仰がないと、総合型だけががんばってしてねと言っても、総合型からすると本当はしなくてもいいですよ。無理せんでも少しずつやっていけばいい。でも町の事情からすると総合型ががんばって、総合型だけにせれせれとはいわんと。校長先生たちからも先生たち説得し

てもらわんと、総合型が先生たちに言って先生たちが嫌だと、そればどが  
んかせなんという時に、なら校長先生からも言ってもらおうとか、教育委員  
からも言ってもらって町としてお願いせんことには、簡単に先生たちの協  
力は取れないんですよ。ましてや町外の先生たちはなおさらですよ。

大山委員：だから方向性はどうなんですか、今教育長は説明された方向性でいいですねと  
いわれけども分からんですたい。

生涯学習課長：案的にはですね、3年で行くか2年で行くかです。女子バスケットについて  
は、男子についてはできるなら来年からバスケットをやる。サッカーにつ  
いては引き続き教室があるから、先生たちの協力がいるから、ここは先生  
たちの協力がないと見えないんですよ。今から話をして協力してもらえ  
るならいいけど、もらえないならまた引き続き来年度も総合型からもお願い  
して校長先生からもお願いして協力する人間を取り付けて初めて移行がで  
きると。だから30年までいきなりできるかというところできないです。そりや  
28年度目標にやって出来なかったら29年。29年出来なかったら30年と伸  
びるだけの話しです。

木下委員：基本はこれね。基本はこれで議論して行って、今おっしゃった問題として出る  
わけね。指導者とバスケットと。

生涯学習課長：まずは先生方の協力をいつ取れるかです。

木下委員：今問題点をはっきりしたので、一応これを基本的な動きで行ってみよう。

大山委員：これがありますよということでしょ。受け皿としてはこれがありますよという  
紹介であって、だからいま言ってるのは受け皿としてこれだけありますよとい  
うのと、ミニバスケット、サッカーについては今やってる子が突然なくなっ  
ても困るから段階的なサービスをしてやるというか。

生涯学習課長：サッカーについてはここにあるので、あとは先生たちの協力を得ながら、  
さらに指導体制を確実にしていく、バスケについては荒尾クラブしかない  
から、総合型に教室をもう一つ、長洲校区と腹栄校区で設ける。あとはそ  
れがいつできるかですが、それは、29年を目指すのであれば2年間で移行  
するし、3年というなら3年で。

大山委員：私が引っ掛かるのが豊後高田市が放課後の時間を使ってやっている部活がかな  
りあるということなんですね。最初から不可能というふうには。

生涯学習課長：それはだれが教えたんですか。指導者としては。

大山委員：先生とかもしてる。

生涯学習課長：それは熊本県の場合は4時半とかの時間はダメですよと。

大山委員：だから、市教委で許可されているのかどうかというのが。

生涯学習課長：県はダメと言ってます。県職員はダメだと言っています。あくまでも業務  
が終了しないとだめだということです。それができるなら大分違うん  
ですよ。

伊津野委員：腹赤小の音楽部も部活動ですよ。それもこういうふういきちっとするか段  
階的に、どう考えるんですか。

生涯学習課長：誰が教えるかですね。

教育長：音楽部として残ればいいじゃないですか。放課後に残して練習すれば。

生涯学習課長：たとえば文化協会のサークルの人が教えるとかですね。要はそういうふう  
に作っていかないと続かないと思うんで。

大山委員：だけと部活動やめないかんとやないですか。

教育長：部活と言ってしまっただけかんの。放課後に音楽の好きなものを集めて音楽の  
先生が教えている。それだけの話し。音楽会があるから。

生涯学習課長：午後5時以降ですよあくまで。

木下委員：クラブ活動でしょ。

教育長：バスケットとサッカーの指導者をお願いしてこういうのを作っていくそういう方  
向性でいいですね。

各委員：はい。

教育長：では、次に行きます。日程番号第5、報告第29号について、事務局から説明をお  
願います。

生涯学習課長：日程番号第5、報告第29号「長洲町公の施設指定管理者募集要項の概要(案)  
について」別紙のとおり報告します。平成27年11月26日 長洲町教育長  
松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

教育長：説明がありましたけど、なにかご質問ご意見はありませんでしょうか。

大山委員：今の日程のところですけど、指定管理者募集というのはホームページに掲載  
するだけですか。

生涯学習課長：町のホームページに掲載するのと、もうひとつは役場前の掲示板に告示を  
するという行為で、基本的には全国にホームページを見られますのでそれ  
でもって募集をかけるということになります。

大山委員：見るんですかね、そういう業者というのは。

生涯学習課長：業者さんの方はこの施設が指定管理をしていつまでに契約が満了するから  
逆算するとそろそろ指定管理の募集があるなという興味があるところは  
絶えず情報収集をされてますので、こちらの方から通知をするということ  
はございません。ホームページには広く全国から応募したい方に広く募集  
をかけると。

教育長：他にはありませんか。

木下委員：基準価格が1年ごとの金額が少し上がっていること。

生涯学習課長：今回その明細付けておりませんが平成29年4月1日から消費税が10%に上  
がることになっておりますのでその消費税分が1期目より上がります。そ  
れ以外については歳出はほとんど上がりません。ただ消費税が上がる分は  
施設の利用自体が毎年伸びてきておりますので施設使用料の収入が伸びる  
だろうということで消費税分とトントンぐらいは使用料の増収があるとい  
うことで、指定管理については1期目とこの基準価格についてはほとんど  
かわらない金額で収まっております。ですから町の持ち出しといいますか  
町の負担というものは1基目とほぼ同じくらいのところで収まるのかなと。  
あとは具体的にいくらで応募者の方が入札してくるかというところに最終  
はかかってくるのかなと思いますが、計算上は1期目とほぼ変わらない金

額で収まっております。

教育長：他にはないですか。

大山委員：選定委員のメンバーというのはどういう人か。

生涯学習課長：委員長が副町長です。そのほかに役場内では総務課長・建設課長・生涯学習課長・まちづくり課長・福祉保健介護課長です。それと外部の委員さんということで県立大の先生を一人入れております。それと教育長です。

大山委員：わかりました。

教育長：他にはないですか。無ければこの件については終わりたいと思います。

教育長：では、日程番号第 6、報告第 30 号について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長：日程番号第 6、報告第 30 号「生徒指導について」このことについて、別紙のとおり報告します。平成 27 年 11 月 26 日 長洲町教育長 松本 昇でございます。

(以下、別紙にて説明)

**【非公開】**

教育長：これでは、本日の全日程を終了します。第 10 回教育委員会会議を終わります。